

一般社団法人日本地球化学会
将来計画委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の将来計画委員会に関する事項を定めることを目的とする。

(将来計画委員会)

第2条 本会に、将来計画委員会を置く。

2 将来計画委員会は、長期的視野に基づく本会の安定的な運営および発展に資する計画の策定を主たる目的とする。

3 将来計画委員会の委員長は、理事会で選任された副会長のうち一名が務める。

4 将来計画委員会の委員は8名以内とし、委員長が推薦し理事会で承認する。

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、2019年9月19日より施行する。